

公共工事における予定価格設定時の「歩切り」に関する調査の結果について

平成 27 年 4 月 28 日

総 務 省

国 土 交 通 省

昨年 6 月の公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号。以下「公共工事品質確保法」という。）の改正により、予定価格の適正な設定が発注者の責務として位置づけられました。これを受け、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成 26 年 9 月 30 日閣議決定により変更）においては、予定価格の設定に際し、適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除するいわゆる「歩切り」が公共工事品質確保法第 7 条第 1 項第 1 号に違反することが明記され、地方公共団体の長は、予定価格の設定について必要に応じた見直しを直ちに行うことが求められています。

これを踏まえ、各地方公共団体における「歩切り」の実施の有無、実施している場合における見直しの検討状況等について、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）第 19 条第 3 項に基づく措置状況の公表に資するための調査を実施しました。

今般、調査の結果を次のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

<調査対象機関>

47 都道府県、20 指定都市、1,721 市区町村

<調査対象時点>

平成 27 年 1 月 1 日現在の状況

<調査における留意事項>

- ・本調査の回答に当たって、「歩切り」の違法性及び定義について示したリーフレット（別添）により、調査の趣旨・目的を確認いただき、地方公共団体の長等、予定価格の設定に権限と責任を有する方の判断を経た上での回答を依頼しています。
- ・回答の内容等によって個別に事情を確認し、公共工事品質確保法第 7 条第 1 項第 1 号で禁止される「歩切り」の撤廃に理解をいただけないなどの場合には、必要に応じて当該発注者名を公表すること等により改善を促進することとしています。
- ・今回の調査結果を踏まえた見直しの進捗状況について、今後も適時調査を行います。

<回収率>

100%（1,788 団体から回答）

<調査事項及び回答の概要>

1. 歩切りの違法性及び定義等についての理解

リーフレット（別添）の内容を確認・理解した	1,783 団体
リーフレット（別添）の内容を確認・理解していない（※1）	5 団体

（※1）「理解していない」とした主な理由

〔 設計書金額にシステムで無作為に発生させた係数を乗じることにより減額する場合や端数を切り下げて予定価格を設定する場合において、やむを得ない場合となる「極めて少額」の具体的な範囲が示されていない 等 〕

2. 予定価格の設定方法及び見直しの予定（ブロック^(注)別）

（有効回答 1,788 団体）

	全国	北海道	東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄	
団体数（都道府県含む）	1,788	180	233	429	67	164	222	112	99	240	42	
設計書金額と予定価格が同額	1,031 (58%)	163 (91%)	108 (46%)	274 (64%)	42 (63%)	93 (57%)	113 (51%)	56 (50%)	55 (56%)	103 (43%)	24 (57%)	
設計書金額から減額して予定価格を決定している場合がある	757	17	125	155	25	71	109	56	44	137	18	
減額の理由	慣例、財政健全化等のため（※2）	459	8	87	100	16	51	55	25	31	75	11
	見直しを 行う予定											
	H27.4 まで	259	2	55	60	7	28	31	12	16	43	5
	H27.5 以降	44	0	1	6	2	3	13	3	5	10	1
	未定	149	6	31	34	6	20	10	9	7	21	5
見直しを行う 予定はない	7	0	0	0	1	0	1	1	3	1	0	
端数処理等（※3）	297	9	38	54	9	20	54	31	13	62	7	
未回答	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	

（※2）設計書金額から減額して予定価格を決定している団体のうち、その減額理由として、「慣例による」、「自治体財政の健全化や公共事業費の削減のため」、「一定の公共事業費の中でより多くの工事を行うため」、「追加工事が発生した場合に備えて、予算の一部を留保することにより、補正予算に係る議会手続きを経ずに変更契約を円滑に行えるようにするため」又は「その他」のいずれかを含む回答をした団体。

（※3）設計書金額から減額して予定価格を決定している団体のうち、その減額理由として、「事務の効率化のため、設計書金額の端数を切り下げている」又は「予定価格の漏洩を防ぐため、設計書金額にシステムで無作為に発生させた係数を乗じている」のいずれかのみを回答した団体。

3. 設計書金額から減額して予定価格を決定している場合の減額の理由

(有効回答 757 団体 複数回答可)

慣例による	221
自治体財政の健全化や公共事業費の削減のため	209
一定の公共事業費の中でより多くの工事を行うため	69
追加工事の発生に備えて、予算の一部を留保することにより、議会手続を経ずに変更契約を円滑に行えるようにするため	19
端数処理	355
予定価格の漏洩を防ぐため、システムで無作為に発生させた係数を乗じることによる調整	39
その他 (※4)	94
未回答	1

(※4) 実勢取引価格を考慮、予定価格漏洩防止等のため契約担当官が決定 等

(注) ブロック毎の都道府県の内訳は次のとおり

北海道：北海道

東北：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

関東：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県

北陸：新潟県、富山県、石川県

中部：岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

近畿：福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

中国：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

四国：徳島県、香川県、愛媛県、高知県

九州：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

沖縄：沖縄県

以上

「歩切り」の廃止による予定価格の適正な設定について

ご存知ですか？「歩切り」は違法です

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号。以下「品確法」という。）の改正（※）により、いわゆる「歩切り」による予定価格の切り下げは法律違反であることが明確になりました。（「歩切り」の違法性及び定義については裏面を参照）

（※） 衆・参両院ともに全会一致で可決・成立、公布・施行 H26.6.4

「歩切り」を根絶すべき、これだけの理由

住民のくらしと安全を支えるインフラのメンテナンスや災害対応を持続的に行うことは、自治体にとって今後ますます重要な課題となります。

改正品確法においては、インフラの将来にわたる品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を図るため、発注者の責務が大幅に拡充され、発注者は適切な積算により予定価格を適正に設定することとされました。

「歩切り」が行われると、予定価格が不当に引き下げられることにより、

- ・見積り能力のある建設業者が排除されるおそれがあること
- ・ダンピング受注を助長し、公共工事の品質や安全の確保に支障をきたすこと
- ・担い手の中長期的な育成・確保に必要な適正な利潤を受注者が確保できないおそれがあること
- ・下請業者や現場の職人へのしわ寄せ（法定福利費のカット等）を招くこと

などが懸念され、インフラのメンテナンスや災害対応等、10年後、20年後の地域の維持に支障が出るおそれがあります。

また、予定価格が実勢価格と乖離することとなり、入札不調の発生につながるおそれもあります。

発注者は「歩切り」の根絶を！

「歩切り」には、以上のように多くの問題点があります。発注者は、「歩切り」の問題点と改正品確法の趣旨を十分理解し、将来にわたる品質や担い手の確保の観点
を踏まえることなく「ただ安ければよい」としてきた、一部に残る意識や慣例を改
めて、「歩切り」を廃止し、市場の実勢等を的確に反映した積算による予定価格の
適正な設定に取り組んでいかなければなりません。



国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

発行 国土交通省 土地・建設産業局 建設業課

平成26年12月

詳しくは、国土交通省ホームページをご覧ください

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tkl_000089.html

「歩切り」の違法性について

改正品確法第7条第1項第1号において、発注者は「適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定める」こととされています。

このため、市場の実勢等を的確に反映した積算を行うことにより算定した設計書金額の一部を控除する行為（「歩切り」）は、予定価格を適正に定めているとは言えず、品確法に違反することとなります。

また、「歩切り」を行って決定した予定価格による入札手続の入札辞退者にペナルティを課すなどにより、歩切りを行って決定した予定価格の範囲内での入札を実質的に強いるようなことは、建設業法（昭和24年法律第100号）第19条の3に違反するおそれがあり、この場合、特に必要があると認めるときは、許可行政庁は当該発注者に対して必要な勧告をすることができることとされています。（※）

（※） 建設業法第19条の5及び「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」

（H23.8 国土交通省土地・建設産業局建設業課）

「歩切り」とは？

「歩切り」とは、「適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除する行為」（※）であり、市場の実勢等を的確に反映した積算を行うことにより算定した設計書金額（実際の施工に要する通常妥当な工事費用）の一部を予定価格の設定段階で控除する行為のことです。

例えば、下記のような場合、通常は「歩切り」に該当することから、財務規則や事務取扱要領等の根拠規定を見直した上で、その運用を是正することが必要です。

- ① 慣例により、設計書金額から一定額を減額して予定価格を決定
- ② 自治体財政の健全化や公共事業費の削減を目的に、設計書金額から一定額を減額して予定価格を決定
- ③ 一定の公共事業費の中でより多くの工事を行うため、設計書金額から一定額を減額して予定価格を決定
- ④ 追加工事が発生した場合に備えて、予算の一部を留保することにより、補正予算に係る議会手続きを経ずに変更契約を円滑に行えるようにするため、設計書金額から一定の額を減額して予定価格を決定
- ⑤ 予定価格の漏洩を防ぐため、設計書金額にシステムで無作為に発生させた係数を乗じることにより減額して予定価格を決定

事務の効率化のため、設計書金額の端数を切り下げて予定価格を決定 等

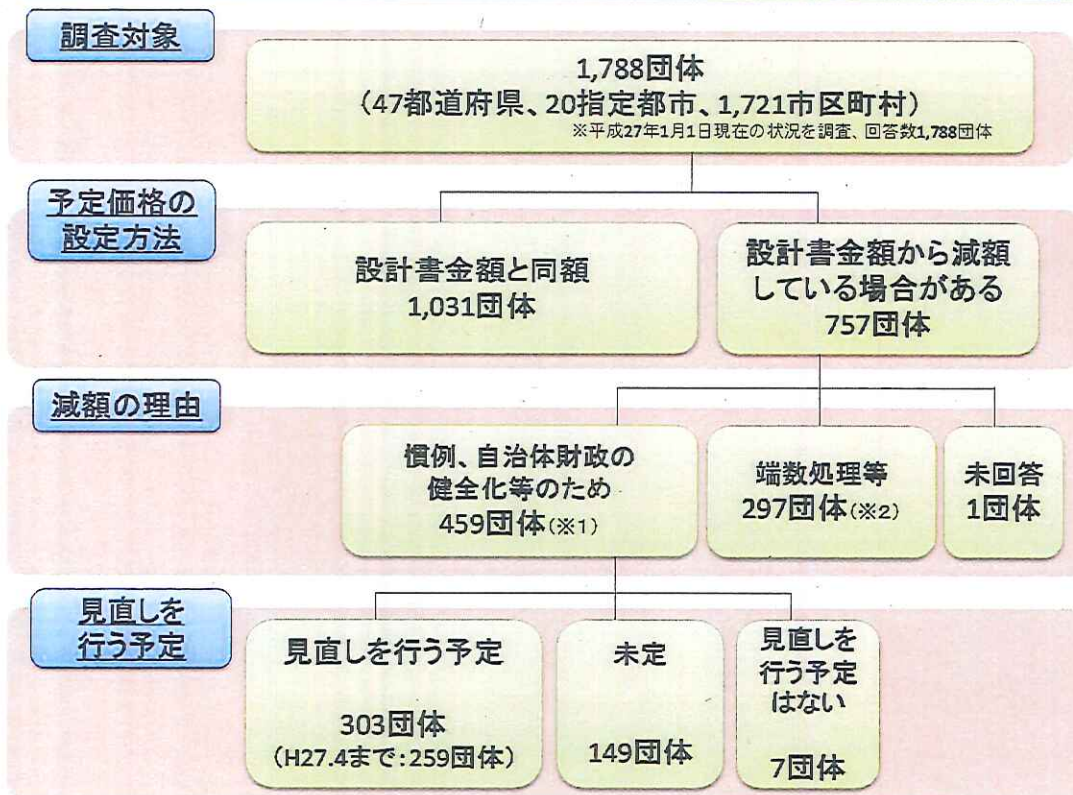
ただし、⑤については、その減額や端数の切り下げが、入札契約手続の透明性や公正性の確保等を図るため合理的なものであり、かつ、極めて少額にとどまる場合には、やむを得ない場合があると考えられます。

（※） 公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針 第2-4-(1)

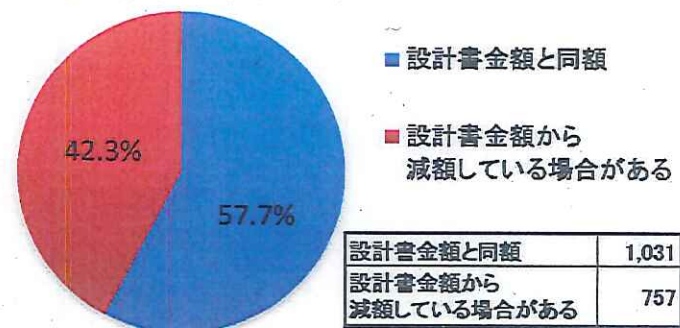
（最終変更：H26.9.30 閣議決定）

「歩切り」に関する地方公共団体への調査結果について

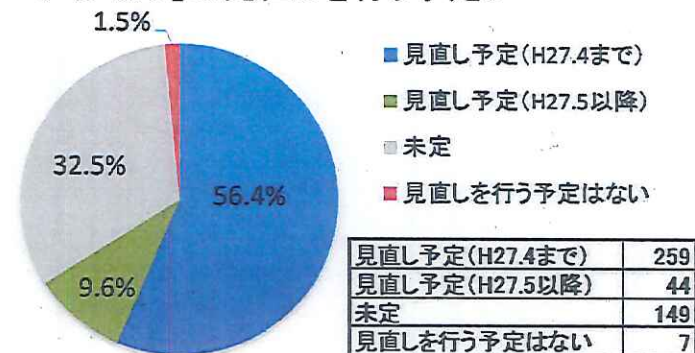
- 1,788団体のうち、1,031団体(約6割)が「設計書金額と予定価格が同額」、757団体(約4割)が「設計書金額から減額して予定価格を決定している場合がある」と回答
 - 減額の理由は、757団体のうち459団体(約6割、全体の約25%)が「慣例、自治体財政の健全化等のため」、297団体(約4割、全体の約17%)が「端数処理等」と回答。
 - 端数処理等以外の理由で減額している459団体のうち、303団体(約66%)が「今後見直しを行う予定」(このうち259団体(約85%)は平成27年4月までに見直しを行う予定)と回答。
- ➡「見直しを行う予定はない」又は「未定」と回答した156団体(全体の約1割弱)を中心に、その後の見直しの進捗状況について、平成27年夏頃を目途にフォローアップ調査を実施するとともに、その結果を踏まえ、個別に理由等を聴取するなどにより改善を促進。



＜予定価格の設定方法＞



＜「歩切り」の見直しを行う予定＞



※1 「慣例による」、「自治体財政の健全化や公共事業費の削減のため」、「一定の公共事業費の中でより多くの工事を行うため」、「追加工事が発生した場合に備えて、予算の一部を留保することにより補正予算に係る議会手続きを経ずに変更契約を円滑に行えるようにするため」、「その他」のいずれかが減額理由に含まれる団体

※2 「端数処理」又は「システムで無作為に発生させた係数(ランダム係数)を乗じることによる調整」のいずれかのみが減額理由である団体

地方公共団体における先進的な取組事例 ～歩切りの根絶に向けて～

- 品確法の改正(H26. 6)、入札契約適正化指針の改正(H26. 9)により、「歩切り」が品確法第7条第1項第1号に違反することが明確化。
- 総務大臣・国土交通大臣から知事・議長等あて、「歩切り」は厳に行わないこと、必要に応じた予定価格設定の見直しを直ちに行うことを要請(H26. 10)。
- これらを踏まえ、以下のとおり、一部の地方公共団体において、長のリーダーシップの発揮、行政・議会・業界が一体となった取組が活発化。

～ 地方公共団体における先進的な取組～

- ◆ 熊本県・・・県内25市町村が歩切りを実施していることを踏まえ、県町村会評議員会、副市町村長研修、県市長会秋季定例会などを通して首長らに働きかけを実施。
(平成26年11月7日県建設業協会と県建設産業団体連合会が出席した県議会建設常任委員会にて説明)
- ◆ 石川県・・・平成26年度内での「歩切りの廃止」について、歩切りの実施が確認されていた県内8市町と個別に直接交渉し、廃止の合意を得る。(平成26年12月24日県建設業協会と知事との懇談会にて表明)
- ◆ 愛媛県・・・県内20市町全てにおいて、国から示された歩切りの定義を踏まえ、「予定価格を設計書金額と同額」とし、端数処理も取りやめることを合意の上、1月から運用を開始(歩切りの「完全撤廃」)。
- ◆ 奈良県・・・一部の市町村における歩切りの実施が確認されたことを踏まえ、4月1日までに歩切りを廃止することを県内39市町村全てと確認。(平成27年3月16日奈良県地域発注者協議会にて確認)
- ◆ 栃木県・・・歩切りの実施が確認されていた一部市町に、平成26年9月頃から個別訪問するなどして交渉し、平成27年度からの歩切りの撤廃の合意を得る。(県内全市町における歩切り撤廃を平成27年度から完全実施)
- ◆ 福島県・・・歩切り根絶に向けて財務規則施行通達に「歩切りを行わない」と明文化。(平成27年4月1日より施行)

総行行第86号
国土入企第1号
平成27年4月28日

各都道府県知事 殿
（市町村担当課、契約担当課扱い）
各都道府県議会議長 殿
（議会事務局扱い）
各指定都市市長 殿
（契約担当課扱い）
各指定都市議会議長 殿
（議会事務局扱い）

総務省自治行政局長

国土交通省土地・建設産業局長

予定価格の適正な設定について

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。）第1条では、適正な金額での契約の締結を法の目的として明確化しており、そのためには、まず、予定価格が適正に設定される必要があります。また、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第7条第1項第1号では、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成・確保されるための適正な利潤が確保されるよう、市場実態等を的確に反映した積算による予定価格の適正な設定が発注者の責務として位置づけられているところです。

これを受け、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成26年9月30日閣議決定により変更）において、予定価格の設定に当たっては、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の最新の実勢価格を適切に反映させつつ、実際の施工に要する通常妥当な経費について適正な積算を行うこととされており、これらを踏まえ、「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（平成26年10月22日付け総行行第231号・国土入企第14号）により、適正な積算に基づく設計書金額の一部を控

除するいわゆる歩切りについては厳に行わないこと、予定価格の設定について必要に応じた見直しを行うことを要請したところです。

このため、各地方公共団体における公共工事の予定価格設定時の「歩切り」に関し、入札契約適正化法第19条第3項に基づく措置状況の公表に資するための調査を実施し、その結果を別紙のとおり取りまとめ、平成27年4月28日に公表しましたので、お送りします。

調査結果によれば、概ね全ての団体において「歩切り」の違法性及び定義等については理解しているところであり、約6割の団体が設計書金額と予定価格が同額となっていますが、約4割の団体では、設計書金額から減額して予定価格を決定している場合がありますとしています。

減額理由としては、全体の約4分の1の団体で、慣例、自治体財政の健全化等のためと回答しており、このうち約3分の2の団体が「歩切り」の見直しを行う予定としています。

見直しを行う予定とした団体にあつては、着実に見直しを行うとともに、見直しを行うかどうか現時点では未定である、あるいは見直しを行う予定はないとした団体にあつては、入札契約適正化法等の趣旨を踏まえ、早期に見直しに向けた検討を行うよう、改めて、入札契約適正化法第20条第2項に基づき、要請します。

今後、「見直しを行う予定はない」又は「未定」と回答した団体を中心に、その後の見直しの進捗状況について、本年夏頃を目途にフォローアップ調査を実施するとともに、その結果を踏まえ、個別に理由等を聴取するなどにより改善を促進していくこととしています。さらに、これらの取組を踏まえてもなお、「歩切り」の撤廃に理解をいただけないなどの場合には、必要に応じて個別の発注者名を公表する場合がありますので、ご承知おきください。

また、既に一部の県においては、地域発注者協議会等の発注者間の連携の場において、県内市町村間の申合せにより「歩切り」の撤廃が行われたところです。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。以下同じ。）における「歩切り」の見直しに向けた取組について助言を行うなどの支援に努めていただくとともに、市区町村の長及び議会の議長に対しても、本要請の周知をよろしくお願いいたします。